

第 2 8 回農業委員会総会議事録

平成 2 9 年 4 月 6 日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第104号から第108号)
日程第4 議事(議案第96号から第99号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 前田 進

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 3 人)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 若林 俊明 | 2 番 | 横山 實 |
| 3 番 | 森田 啓介 | 4 番 | 松山 宗則 |
| 6 番 | 永森 薫 | 7 番 | 明石 茂 |
| 8 番 | 前田 進 | 9 番 | 土合 正夫 |
| 10 番 | 城石美枝子 | 11 番 | 山谷 孝芳 |
| 12 番 | 村上 利之 | 13 番 | 前田 光春 |
| 14 番 | 熊西 忠治 | 15 番 | 水元 睦雄 |
| 16 番 | 石庭 文男 | 17 番 | 川西喜一郎 |
| 19 番 | 杉本 周平 | 20 番 | 堀 清範 |
| 21 番 | 堀 正 | 22 番 | 石井 寿男 |
| 23 番 | 前花 敏子 | 24 番 | 竹島 信義 |
| 25 番 | 佐伯 瑞穂 | | |

欠 席 委 員 (2 人)

5 番 舟木 康眞 18 番 山下 隆之

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第104号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第105号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について

報告第 106 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 107 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 108 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 96 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 97 号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について
議案第 98 号 下限面積の設定について
議案第 99 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 片岡 幹夫 局長補佐 堀 修二
主 査 田中 良仁

射水市農林水産課

課長補佐 西尾 哲 主任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 6 分

議長（前田職務代理）

ただいまから、第 28 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（前田職務代理）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「10 番 城石委員」「11 番 山谷委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（前田職務代理）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（前田職務代理）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第104号の説明）

議長（前田職務代理）

報告第104号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（前田職務代理）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第105号の説明）

議長（前田職務代理）

次に報告第105号農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（前田職務代理）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(前田職務代理)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了承をお願いします。

(報告第106号の説明)

議長(前田職務代理)

次に報告第106号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(前田職務代理)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

1番の案件ですが、所有者は 地区の人だが、 地区に駐車場を整
備する必要があるのか。

事務局(堀)

近隣の人への貸駐車場として利用を考えているそうです。

横山委員

わかりました。

議長(前田職務代理)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(前田職務代理)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いた
しましたので、ご了承をお願いします。

(報告第107号の説明)

議長(前田職務代理)

次に報告第107号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(前田職務代理)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(前田職務代理)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第108号の説明)

議長(前田職務代理)

次に報告第108号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(前田職務代理)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

若林委員

2番の件ですが、合意解約後自作となっているが本当に耕作をするんですか。

事務局（堀）

本人からは自分で耕作を行うと聞いています。

議長（前田職務代理）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（前田職務代理）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第96号説明・表決）

議長（前田職務代理）

それでは、まず議案第96号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（堀）

議案書の6ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第96号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1・3・4・5番については経営規模拡大のため

2番については、農地利用によるものです。以上です。

議長（前田職務代理）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第96号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(前田職務代理)

全員挙手です。

よって、議案第96号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第97号説明・表決)

議長(前田職務代理)

次に、議案第97号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書7ページご覧ください。

農地の公売に関する買受適格証明願は2件となっております。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案書をもとに朗読】

議長(前田職務代理)

事務局より本議案について説明がありましたが、質問等はありませんか。

永森委員

1番の案件ですが願出人は市外の人だが田を管理できるのか？

事務局(堀)

この方は、射水市と 市に家があり、住民票は 市にある方です。射水市に他に田を所有している方なので管理は問題ないと考えています。

永森委員

わかりました。

堀清範委員

議案に上がっている農地は 川の東・西どちら側か？

事務局（堀）

東側です。

堀清範委員

わかりました。

議長（前田職務代理）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

質問なしと認めます。

只今議案となっております、議案第97号については直ちに採決いたしたいと思いますが、そうすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

ご異議なしと認めます。

よって本議案を直ちに採決いたします。

「議案第97号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について」を原案どおり適格であると認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田職務代理）

全員挙手であります。

よって、議案第97号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付については、原案どおり交付することに可決されました。

（議案第98号説明・表決）

議長（前田職務代理）

次に、議案第98号 下限面積の設定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第98号の下限面積の設定についてご説明いたします。

現在、射水市の下限面積は50アールと定めています。

【資料をもとに朗読】

議長（前田職務代理）

事務局の説明が終わりました。
本議案に関する質問等はありませんか。

松山委員

他の市はどうなっているのか。（設定しているところはあるのか。）

事務局（堀）

他市で設定しているところがあります。 市の一部地域で下限面積を
a や a に設定をしています。

議長（前田職務代理）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

質問なしと認め、直ちに採決します。
それでは、議案第98号 下限面積の設定については、原案のとおり
「50アール」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田職務代理）

全員挙手であります。
よって、議案第98号については、原案のとおりに可決されました。

（議案第99号説明・表決）

議長（前田職務代理）

次に、議案第99号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮り
します。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議
案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしています。

議長（前田職務代理）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第99号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田職務代理）

挙手全員であります。

よって、議案第99号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（前田職務代理）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第28回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時05分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 5月 8日(月) 午後2時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

農業委員会歓送迎会の開催について

- ・実施予定日 平成29年4月21日(金)午後6時30分より

業委員会視察研修会(案)について

- ・実施予定日 平成29年6月29日(木)～7月1日(土)
- ・視察先 東北方面

配布資料について

- ・農業者との意見交換会議事録
- ・2017年度 農業委員活動記録セット
- ・のうねん 2017.3月号

議 長 前田 進

署名委員 城石 美枝子

署名委員 山谷 孝芳

第二十八回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十九年四月十日
至 平成二十九年四月二十八日